

保険料調整制度のご案内

1. 保険料調整制度とは

Q1 保険料調整制度はどのような制度ですか？

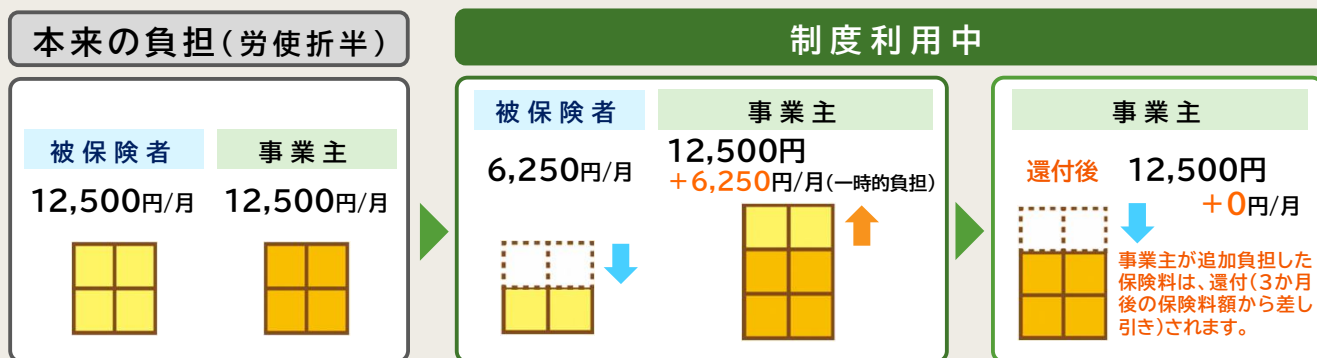
A1 新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せずに働けるよう、事業主が被保険者の社会保険料(※1)を一時的に一部負担することで、**通算3年間、被保険者の保険料負担を軽減(※2)**できる制度です。
なお、**事業主が最終的に納付する保険料は増えません！**

※1 対象となる保険料は、賞与に関するものを除いた厚生年金保険料・健康保険料です。

※2 事業所単位で通算3年間、対象となる被保険者の保険料を軽減できます。詳細はQ4-1をご覧ください。

標準報酬月額8.8万円の被保険者に制度を利用した場合のイメージ

※保険料額はイメージであり、実際の額とは異なります。



被保険者の保険料軽減割合は、標準報酬月額に応じて決まっています。
また、制度利用3年目は保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。

月収(円) (標準報酬月額)	9.3万未満 (8.8万以下)	9.3万~10.1万未満 (9.8万)	10.1万~10.7万未満 (10.4万)	10.7万~11.4万未満 (11万)	11.4万~12.2万未満 (11.8万)	12.2万~13万未満 (12.6万)
被保険者:事業主(1・2年目)	25 : 75	30 : 70	36 : 64	41 : 59	45 : 55	48 : 52
被保険者:事業主(3年目)	37.5 : 62.5	40 : 60	43 : 57	45.5 : 54.5	47.5 : 52.5	49 : 51



事業主が最終的に納付する保険料は増えません！

事業主が追加負担した保険料は、一旦納付した後に還付(3か月後の保険料額から追加負担分を全額差し引き)するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。
ただし、保険料を納付期限(翌月末)までに納付せず、督促状の指定する期限までもに納付しなかった場合は、その月の追加負担分は差し引かれません。



被保険者が将来受け取る年金額への影響はありません！

制度を利用し、被保険者の保険料が軽減されても、被保険者が将来受け取る年金額は減りません。

2. 対象となる事業所

Q2 制度を利用できる事業所を教えてください。

A2 ①～④のいずれかに該当する事業所^(注1)が対象です。

対象事業所が制度を利用する場合、申出期限内に申出をする必要があります。
なお、①～④の条件に複数該当した事業所は、最初に該当した条件が申出期限の基準となります。

1 2026年10月1日以降に、任意特定適用事業所となった事業所

2026年10月1日から2035年9月30日までに、任意特定適用事業所(任意で短時間労働者を社会保険の加入対象とした事業所)となった事業所が対象です。

申出期限 任意特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

2 2027年10月1日以降の社会保険の適用拡大により、特定適用事業所となった事業所

2027年10月1日以降の社会保険の適用拡大(特定適用事業所に該当する企業の範囲の拡大)により、特定適用事業所(短時間労働者が社会保険の加入対象となった事業所)となった以下の事業所が対象です。

対 象 時 期	2027年10月～	2029年10月～	2032年10月～	2035年10月～
対 象 事 業 所	従業員数 ^(注3) 36～50人の事業所	従業員数 21～35人の事業所	従業員数 11～20人の事業所	従業員数 10人以下の事業所

申出期限 特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

3 任意適用事業所^(注4)のうち、2027年10月1日～2035年9月30日に、従業員数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所

任意適用事業所として社会保険に加入している個人事業所のうち、2027年10月1日から2035年9月30日までの間に、従業員数が51人以上となったことで、特定適用事業所となった個人事業所が対象です^(注5)。

申出期限 任意適用事業所が特定適用事業所となった月から2年以内^(注2)

4 2035年10月1日以降、任意適用事業所となった個人事業所

2035年10月1日以降に、任意適用事業所となった個人事業所は、従業員数に関わらず対象です。

申出期限 任意適用事業所となった月から2年以内^(注2)



一度保険料調整制度を利用した事業所は、再び保険料調整制度を利用することはできません。

(注1) 上記①～④のいずれかに該当する事業所であっても、以下のA・Bのいずれかに該当する場合は、制度の対象外です。

- ・ A) 2026年10月1日時点で既に、短時間労働者が社会保険の加入対象となっている事業所
- ・ B) ①～④のいずれかに該当する前に、従業員数が常時51人以上となった事業所

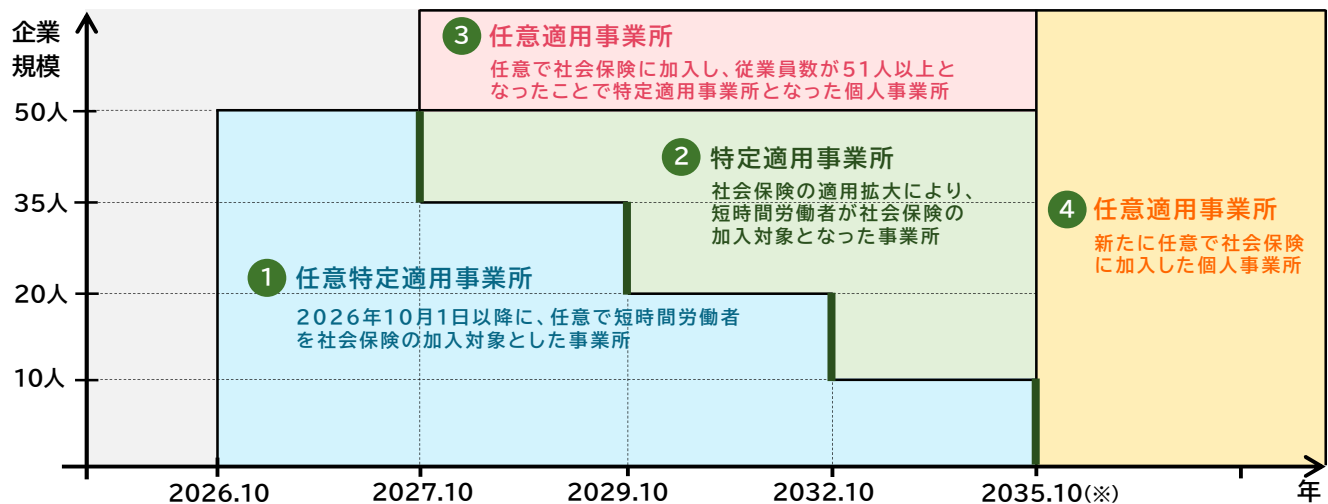
(注2) 制度の利用が可能となった日から2年を経過した日が属する月の前月までが申出の期限です。

(注3) 従業員数とは、厚生年金保険の被保険者数(フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数)です。

(注4) 従業員数5人未満の個人事業所など、強制適用事業所以外の事業所で、労使合意により、任意で社会保険に加入した個人事業所。

(注5) 従業員数が50人以下の任意適用事業所は、上記①または②のいずれかに該当することで対象となります。

制度を利用できる事業所のイメージ図



※ 企業規模要件の撤廃により、2035年10月1日に短時間労働者が社会保険の加入対象となった事業所も利用できます。

3. 対象となる被保険者

Q3-1 対象となる被保険者を教えてください。

A3-1 以下の4つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。

① 対象事業所で勤務

② 標準報酬月額が12.6万円以下
(月収が13万円未満)

③ 週の所定労働時間が20時間以上
かつ、フルタイムの3/4未満

④ 学生ではない
(夜間学生や休学中を除く)



以下に該当する方は制度の対象外です。

- ・ 70歳以上で、任意で厚生年金保険に加入している被保険者(高齢任意加入被保険者)
※ 70歳以上の被保険者は、健康保険料のみ保険料調整制度の対象となります。
- ・ 複数の事業所で社会保険に加入している被保険者
- ・ 産休期間中・育休期間中で、社会保険料が免除されている被保険者

Q3-2 希望した一部の対象被保険者のみ、制度を利用することはできますか？

A3-2 できません。

事業所単位で適用が決まる制度であり、制度を利用する事業所に勤務する全ての対象被保険者に制度が適用されます。

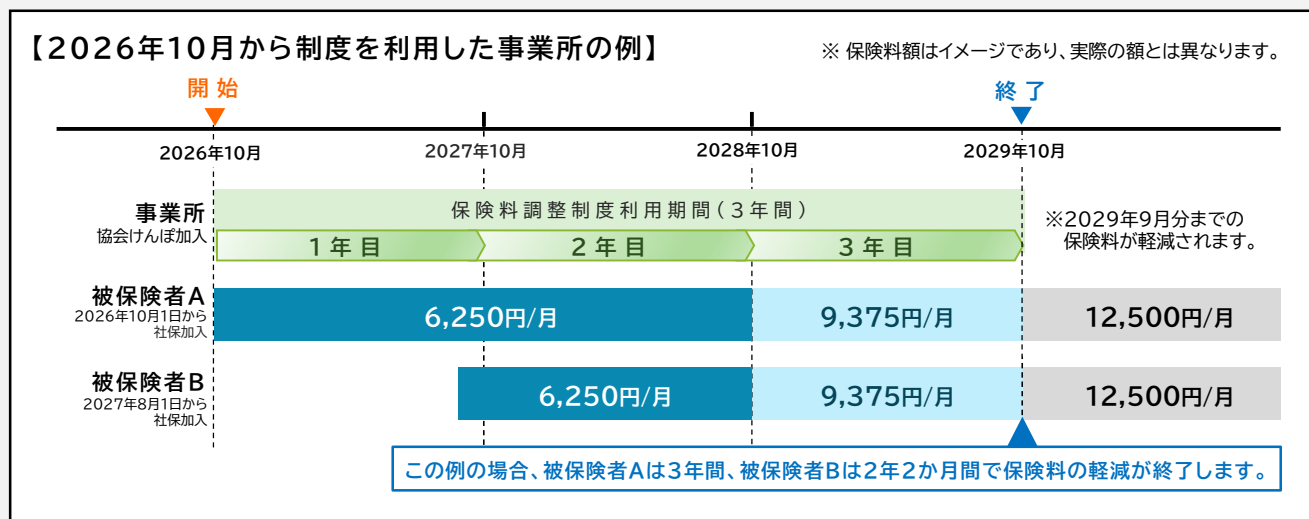
4. 制度の利用可能期間

Q4-1 いつからいつまで、被保険者の保険料負担が軽減されますか？

A4-1 事業主が制度の利用を申し出た月から通算3年間が経過する月まで、被保険者の保険料負担が軽減されます。

制度の対象となる被保険者が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、被保険者の保険料の軽減は終了します。



制度利用3年目は、保険料軽減割合が変わります。

制度利用3年目は、被保険者の保険料軽減割合が、1・2年目の半分となります。被保険者と事業主の保険料の負担割合は右表のとおりです。

※ 事業主が追加負担した保険料は還付（3か月後の保険料額から差し引き）されるため、事業主が最終的に納付する保険料は増えません。

標準報酬月額	被保険者：事業主（1・2年目）	被保険者：事業主（3年目）
～88,000	25：75	37.5：62.5
98,000	30：70	40：60
104,000	36：64	43：57
110,000	41：59	45.5：54.5
118,000	45：55	47.5：52.5
126,000	48：52	49：51



途中で制度の利用が自動停止される場合があります。

保険料調整制度は制度の利用を申し出た月から通算3年間が経過する月まで適用されますが、途中で制度の利用が自動停止される場合があります。詳細はQ8をご覧ください。

Q4-2 制度の利用を途中でやめることはできますか？

A4-2 途中でやめることはできません。

被保険者の保険料負担軽減のための制度であり、事業主からの申出でやめることはできません。制度の利用期間は、標準報酬月額に応じて決まっている事業主の追加負担を必ず行う必要があります。

5. 軽減される保険料額の計算方法

Q5 軽減される保険料額の計算方法を教えてください。

A5 被保険者1人あたりの軽減額は、
「①通常の保険料額 × ②保険料軽減割合」です。

① 通常の保険料額

・標準報酬月額 × 保険料率

※ 厚生年金保険の保険料率は、18.3%です。

※ 健康保険の保険料率は、全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、都道府県によって異なります。健康保険組合に加入している場合は、各健康保険組合によって異なります。

② 保険料軽減割合

・標準報酬月額に応じて決まっています。

・標準報酬月額ごとの割合については、以下の表をご参照ください。

※ 制度利用から3年目は、保険料軽減割合が1・2年目の半分となります。

※ 厚生年金保険料と健康保険料は、別々に計算します。

※ 軽減額に端数が生じた場合は、1円未満を四捨五入します。

※ 賞与に関する保険料や、介護保険料、子ども・子育て支援金は、制度の対象外です。

■ 保険料調整制度を利用した場合の厚生年金保険料（単位：円）

等級	標準報酬月額	保険料全額	折半額 (事業主負担額・被保険者本来負担額)	1・2年目			3年目		
				被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合	被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合
1	88,000	16,104	8,052	4,026	▲4,026	25%	6,039	▲2,013	12.5%
2	98,000	17,934	8,967	5,380	▲3,587	20%	7,174	▲1,793	10%
3	104,000	19,032	9,516	6,852	▲2,664	14%	8,184	▲1,332	7%
4	110,000	20,130	10,065	8,253	▲1,812	9%	9,159	▲906	4.5%
5	118,000	21,594	10,797	9,717	▲1,080	5%	10,257	▲540	2.5%
6	126,000	23,058	11,529	11,068	▲461	2%	11,298	▲231	1%

■ 保険料調整制度を利用した場合の健康保険料の例（単位：円）

等級	標準報酬月額	保険料全額	折半額 (事業主負担額・被保険者本来負担額)	1・2年目			3年目		
				被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合	被保険者負担額	保険料軽減額	保険料軽減割合
1	58,000	5,800	2,900	1,450	▲1,450	25%	2,175	▲725	12.5%
2	68,000	6,800	3,400	1,700	▲1,700	25%	2,550	▲850	12.5%
3	78,000	7,800	3,900	1,950	▲1,950	25%	2,925	▲975	12.5%
4	88,000	8,800	4,400	2,200	▲2,200	25%	3,300	▲1,100	12.5%
5	98,000	9,800	4,900	2,440	▲1,960	20%	3,920	▲980	10%
6	104,000	10,400	5,200	3,744	▲1,456	14%	4,472	▲728	7%
7	110,000	11,000	5,500	4,510	▲990	9%	5,005	▲495	4.5%
8	118,000	11,800	5,900	5,310	▲590	5%	5,605	▲295	2.5%
9	126,000	12,600	6,300	6,048	▲252	2%	6,174	▲126	1%

※健康保険料率を10.0%として計算した場合の仮定の金額です。

6. 事業主が一時的に追加負担した保険料について

Q6 事業主が一時的に追加負担した保険料は、どうなりますか？

A6 追加負担額は、還付(3か月後の保険料額から差し引き)されます。

※ 健康保険組合に加入している場合は、各健康保険組合に確認ください。

■ 事業主が追加負担した保険料が、還付されるまでのイメージ

※ 保険料額はイメージであり、実際の額とは異なります。

1 4月：保険料の発生

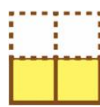
2 5月：4月分の保険料の納付

事業主が4月分の保険料を納付します。
被保険者の保険料が軽減され、事業主は一時的にその分を追加負担します。

4月分の保険料

被保険者

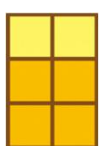
6,250円/月



負担減

事業主

12,500円
+6,250円/月

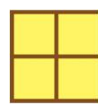


一時的な
追加負担

本来の負担(労使折半)

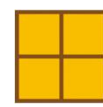
被保険者

12,500円/月



事業主

12,500円/月

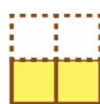


3 8月：7月分の保険料の納付時に、4月分の追加負担額を還付します

7月分の保険料の納付時に、4月分の追加負担額を還付(7月分の保険料額から差し引き)します。また、その旨のお知らせ(保険料調整通知書)が送付されます。

7月分の保険料

被保険者



事業主



7月分の追加負担
が発生し、4月分の
追加負担額が還付
されます。

4月

5月

4月分保険料
納付

6月

7月

8月

7月分保険料
納付

事業主が追加負担した保険料6,250円は、
7月分の保険料の納付時に
還付(保険料額から差し引き)します。

追加負担額が還付されることで、事業主が最終的に納付する保険料額は増えず、
被保険者の保険料負担を軽減できます。



保険料を納付期限(翌月末)までに納付せず、
送付された督促状の指定する期限までもに納付しなかった場合は、
追加負担額の還付は行いません。
また、その旨のお知らせ(保険料調整不該当通知書)が送付されます。

7. 制度利用の手続き

Q7 制度の利用にはどのような手続きが必要ですか？

A7 保険料調整制度の利用開始には以下の手続きが必要です！

1 事業主は開始申出書を記入の上、申出期限内に日本年金機構に提出してください。

提出物	保険料調整開始申出書 「保険料調整開始申出書」の様式は、 日本年金機構HPからダウンロードできます。 https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html 
提出方法・提出先	・事務センターへ郵送 ・管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参(電子申請不可) ※健康保険組合に加入している場合は、組合にも同時に提出が必要です。
申出期限	制度の利用が可能となった日から2年が経過した日が属する月の前月まで(詳細は A2 をご覧ください)



申出期限を過ぎると制度を利用できませんので、ご注意ください。

例1

2026年10月に、
任意特定適用事業所となった従業員数が20人の事業所
2026年10月から2年以内(2028年9月まで)に、
保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

例2

2027年10月に、社会保険の適用拡大により、
特定適用事業所となった、従業員数が40人の事業所
2027年10月から2年以内(2029年9月まで)に、
保険料調整開始申出書を提出する必要があります。

2 申出の受付後、事業主に「保険料調整開始のお知らせ」が送付されます。
お知らせには、制度利用開始年月や終了予定年月が記載されています。



申出が受付された日が属する月が、制度利用開始月となります。
期間を遡って制度を利用することはできません。



対象被保険者の確認や軽減される保険料額の計算に影響が生じること
から、「被保険者資格取得、資格喪失届」や「被保険者報酬月額変更届」
などの各種届書について、迅速・適正なご提出をお願いいたします。

8. 制度利用の自動停止と再開の手続き

Q8 対象となる被保険者数が0人となった場合にはどうなりますか？

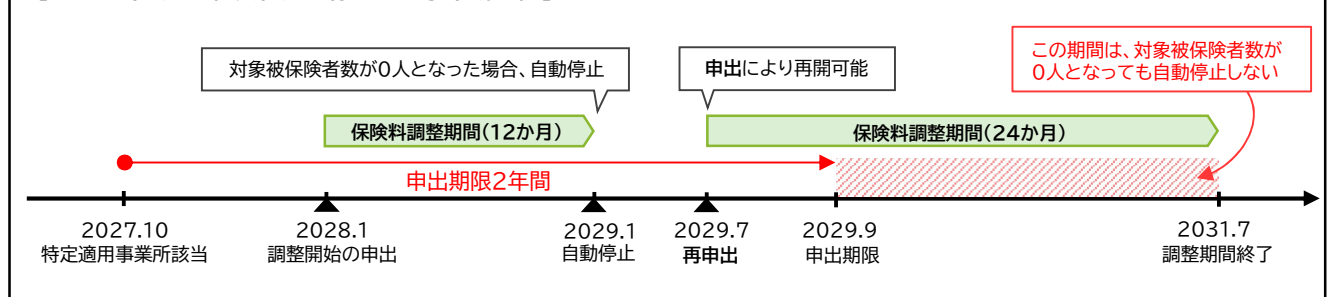
A8 利用開始後、**申出期限内(※)**に**対象被保険者数が0人となった場合、制度利用が自動停止**され、再開までの間は**利用期間(通算3年間)**から除外されます。

再開したい場合は、申出期限内に再開の申出が必要です。

申出期限より後に対象被保険者数が0人となった場合は自動停止されません。

※ 制度の利用が可能となった日から2年を経過した日が属する月の前月までが申出の期限です。

【2029年1月に制度利用が停止した事業所の例】



申出期限内に対象被保険者が0人となった場合

対象被保険者数が0人となった場合、自動停止されます。

- ・自動停止された場合、事業主に「保険料調整停止のお知らせ」が送付されます。

事業主からの申出により再開が可能です。

- ・自動停止された事業所は、申出期限内であれば、利用再開の申出が可能です。
- ・利用再開の申出があった場合、申出があった日の属する月から制度利用が再開され、停止前の期間と再開後の期間で通算して3年間分の保険料に制度が適用されます。

申出期限を超過している場合

対象被保険者数が0人となった場合でも、自動停止されません。

- ・制度利用開始月から3年間が経過するまでの期間は、対象被保険者数が再び1人以上となった月について、対象被保険者分の保険料額の軽減を行います。

社会保険の適用拡大については
社会保険適用拡大特設サイトへ

社会保険 適用拡大

検索

または

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



保険料調整制度の詳細や手続き方法等は
日本年金機構ホームページへ

「保険料調整制度 特設ページ」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html>

